春日蔵首老伝考：萬葉集人物伝研究(七)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/3381

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

春日蔵首老伝考――萬葉集人物伝研究（七）――

川上富吉

はじめに

萬葉集における帰化系歌人の一人である「春日蔵首老」についての伝記考証をしてみたい。

一、「蔵首」について

春日蔵首老の伝記と作品を、簡略に一覧するに便利な、中西進・辰巳正明・日吉盛幸編『万葉集歌人集成』（講談社。一九九〇年）に拠って示しておくことにする。

春日蔵首老（弁基・春日・春日蔵）

法師名は弁基（万）。大宝元（七〇一）年三月還俗し、姓を春日倉首、名を老と賜わり、追大壱を受ける（続紀）。大宝元（七〇一）年九月持統太上天皇の紀伊行幸に従駕する（万）。和銅七（七一四）年一月正六位上より従五位下となる（続紀）。懐風藻に五言詩一首が載り、従五位下常陸介年五十二と記す。常陸国風土記の編纂にも関与したか。歌数八首（短歌）

或る本の歌（大宝元年辛丑の秋九月に、太上天皇の紀伊国に幸し

し時の歌1五四～五六のうちの一首）

1　五六　河の辺のつらつら椿つらつらに見れども飽かず巨勢の春野は

右の一首は春日蔵首老三野連〔名闕けたり〕唐に入りし時に、春日蔵首老の作れる歌

1　六二　ありねよし対馬の渡り海中に幣取り向けて早帰り来ね

春日蔵首老の歌一首

3　二八二　つのさはふ磐余も過ぎず泊瀬山何時かも越えむ夜は更けにつつ

春日蔵首老の歌一首

3　二八四　焼津辺にわが行きしかば駿河なる阿倍の市道に逢ひし児らはも

春日蔵首老の即ち和へたる歌一首（丹比真人笠麿の紀伊国に往きて勢の山を越えし時に作れる歌一首3二八五）

3　二八六　宜しなへわが背の君の負ひ来にしこの勢の山を妹とは呼ばじ

弁基の歌一首

3　二九八　亦打山夕越え行きて廬前の角太河原に独りかも宿む

右は或は云はく「弁基は春日蔵首老の法師の名なり」といへり。

春日の歌一首（柿本朝臣人麿の歌集）

9　一七一七　三川の淵瀬もおちず小網さすに衣手濡れぬ干す児は無しに

春日蔵の歌一首（柿本朝臣人麿の歌集）

9　一七一九　照る月を雲な隠しそ島かげにわが船泊てむ泊知らずも

右の一首は、或る本に云はく「小弁の作なり」といへり。或は姓氏を記して名字を記すことなく、或は名号を偁ひて姓氏を偁はず。然れども古記に依りて、便ち次を以ちて載す。凡てかくの如き類は、下皆これに放へ。

とあって、近現代のテキスト類[注(1)]で、姓「蔵首」を「くらのおびと」と訓んだのは、これに先立つ、中西進『万葉集全訳注原文付（一）』（講談社文庫。一九七八年）及び、中西進『万葉集事典　万葉集全訳注原文付別巻』（講談社文庫。一九八五年）の人名解説が最初であろう。以後、『新編日本古典文学全集・6・萬葉集①』（小学館。一九九四年）・『新日本古典文学大系1萬葉集一』（岩波書店。一九九九年）・阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義①』（笠間書院。二〇〇六年）が「くらのおびと」としているが、伊藤博『萬葉集釋注一』（集英社。一九九五年）は「くらびと」である。ちなみに、『日本史広辞典』（吉川弘文館。一九九七年）には「くらのおびと」とある。

春日蔵首老の伝記考証に当って、先ずは、姓「蔵首」の読みと意味の確定をしておくことが必要であろうと思う。

『拾穂抄』に「蔵首」、『代匠記』精に「賜姓春日倉首名老」、「クラノヲ（ヒ）ト」・『万葉考』に「クラノオホト」・『改證』に「クラビト」とあり、雅澄『萬葉集人物伝三』に、「倉人」として『春日蔵首老』と「高安倉人種麻呂」の二人を挙げ

春日蔵首老（一、二百八十九）

三巻に、辨基歌云々、古註に、或云、辨基者、春日蔵首老之法師（時字脱か、）名也、續紀に、大寶元年三月壬辰、令二僧辨紀一還レ俗、代度二一人一、賜二姓春日倉首、名老一、授二迫大壹一、和銅七年正月甲子、正六位上春日倉首名老、授二従五位下一、懐風藻に、従五位下常陸介春日（藏首脱か、）老一絶、（年五十一）とあり、藏首は尸なり、藏人、倉人、椋人、藏毘登など書たるに同じ、クラビトと訓べし、なほ古事記傳四十四に委辨へたり、

高安倉人種麻呂（七、二百二十九）

傳未詳ならず、

とし、「蔵首」と「倉人」とを区別せず同一の姓で、表記がちがうという程度の理解である。「なほ古事記伝、四十四に委辨へたり」とし、『美夫君志』も「蔵首は尸なり、クラヒトと訓べし、説、記伝巻四十四六十四左に詳なり」としている。『古事記伝』四十四之巻には、

○當麻之倉首比呂、當麻は姓、【大和國葛下郡なる當麻より出たる姓なるべし、】倉首は尸なり、久良毘」登と訓べし、【複姓には非ず、クラノオビトと訓は非なり、】此尸の例は、天武紀に次田倉人椹足、續紀二に春日倉首老、【萬葉一にも見ゆ、】十一に河内藏人首麻呂、廿七に春日藏毘登常麻呂、廿九に白鳥椋人廣、卅に奏倉人呰主、萬葉十九に高安倉人種麻呂など見え、姓氏録にも池上椋人、河原藏人、日置倉人などあり、【字はいろ〳〵に書たれども、皆同じ尸なり、】首を毘登と訓は、淤を省きたるにて、意は淤毘登の意なり、【此尸、凡て人と書たるも、皆首の意なり、さて首を毘登と云て、人とも書たる例は天武紀に忌部首子首、又三輪君子首などを、子人とも書たり、又續紀卅に、以二去天平寶字九歳一改二首

史、如二並爲一毘登一、彼此難レ分、氏族混雑於レ事不レ穩、宜レ従二本字一とある、是も首を毘登と云る例なり、さて右の文に九歳とあるは五歳の誤なり、天平寶字五年より此時までは、首の尸も、史の尸も、毘登と記せり。】さて此倉首と云尸は、もと倉の事に仕奉れるより起れり、其起り古語拾遺に見えたり、比呂は名なり、

とあって、「クラビトと訓むべし」「クラノオビトと訓は非なり」とし、「倉首」を「倉人・蔵人・蔵毘登・椋人」と「いろ〳〵に書きたれど、皆同じ尸なり」[注2]としたことに従ったもので、「蔵（倉）首」と「蔵（倉）人」の表記「首」「人」の差違を無視した暴論としか言えないが、本居宣長その人や『古事記伝』を金科玉条とする幣害の一例であろう。なお、『古語拾遺』[注3]には雄略天皇朝に、蘇我麻智宿祢に、斎蔵・内蔵・大蔵の三蔵を検校させ、秦・漢の二氏を、内蔵・大蔵の主鑰・蔵部としたとある。その「蔵部」を指すか。岩波文庫本の訓読では「くらひとべ」とし、「令制の大蔵省の「蔵部六十人」とある官人。」と注している。『日本古代史大辞典』（大和書房。二〇〇六年）には、

くらべ［蔵部］　大化前代における職業部の一つ。倉庫管理をつかさどった。『日本書紀』『古語拾遺』には、履中天皇朝に蔵部を定めたことがみえる。大宝・養老令制下中務省被管の内蔵寮と大蔵省に所属する伴部の蔵部は、この流れをくむ。内蔵寮は、天皇の宝物や日常用いる物品の調達・保管・出納などをつかさどる官司で、蔵部（定員四〇人）はその出納実務を担当した。また、大蔵省の蔵部（定員六〇人）は、主鑰の命をうけて大蔵省の正蔵の開閉にあたった。　（荊木美行）

とし、別に「倉人」の項を立て、

くらひと［倉人］　令制以前に朝廷の財政を担当した蔵の職に関係した氏族。椋人・蔵人とも。『新撰姓氏録』摂津国諸蕃には、石占忌寸と同祖で阿智王の後とする蔵人がみえる。また同書右京諸蕃上には、阿祖使主の子武勢の後とする椋人がみえる。また同書右京諸蕃上には、阿祖使主の子武勢の後とする椋人がみえる。阿智使主を祖とする東漢氏を構成した枝氏。　（宮永廣美）

とあるが、「蔵首」の立項はない。なお、『日本書紀』履中天皇六年条[注4]に、

辛卯に、始めて蔵職を建つ。因りて蔵部を定む。

とあり、『新編日本古典文学全集…日本書紀②』（小学館。一九九六年）の頭注に、

令制では、中務省内蔵寮に四十人、大蔵省に六十人の蔵部が配属される。内蔵頭や大蔵卿などの四等官の下にあって財政の事務を担当する下級官人。令制が整備される以前から蔵職や蔵官には蔵部が従属していたと思われるが、それ以前には倉人（椋人）と呼ばれる事務職員がいた。クラヒトベの訓はそれによると思われる。

とある。この令制の下級役人である。「蔵部・倉人・椋人」の上官に「頭一人、助一人、允一人、大属一人、少属一人」がおり、それらが「蔵職・蔵官」であり「蔵司」の「首長」であったと判断することができよう。とすれば「蔵頭（クラノカミ）」・「蔵首（クラノオビト）」・「蔵長（クラノオサ）」と表記、呼称されていたということになろうか。

三、永井義憲説

「蔵首」を本居宣長『古事記伝』・鹿持雅澄『萬葉集人物伝』の「く

らびと」以来、改めて「くらのおびと」としたのは、先に挙げた講談社文庫本以前に、大久間喜一郎・森淳司・針原孝之編『万葉集歌人事典』（雄山閣。一九八二年）の「くらのおびと」（執筆者・高橋六二）であるが、その解説中、参考文献として唯一、示された、

永井義憲「南法華寺開基弁基」（明日香28－6）

は、老の伝記考証にとって重要な資料と考察である。管見であるが、なぜか、万葉学界において参看引用されることがないようである。ただし、先に挙げた『万葉集事典』の人名解説・『万葉集歌人集成』に、「常陸国風土記の編纂にも関与したか」とあるのは、永井論文を参照したことがあるからであろう。ただし、右の「明日香」誌の論文ではなく、その論中に言及されている『日本仏教文学研究』所収の「万葉歌僧弁基について」[1]に拠ったのであろう。

さて、老に関する永井義憲論文は、

①『南法華寺古老伝』について（『宗教文化』八輯。一九五二年）
②南法華寺の開基弁基と常陸風土記（「豊山学報」八号。一九六二年）
③南法華寺開基弁基（「明日香」二十八巻六号。一九六三年）
④万葉歌僧弁基について－常陸風土記の作者か－（『日本仏教文学研究』所収。一九六六年）
⑤南法華寺の開基弁基と『常陸風土記』（『日本仏教文学研究第三集』所収。一九八五年）
⑥『南法華寺古老伝』について（『日本仏教文学研究第三集』所収。一九八五年）

の六編があり、それぞれ同文か重複があって、③「明日香」誌のものは、『常陸風土記』には言及していない。②の前半部のみで、『常陸風土記』についてはその後半部にある。これら六編の論旨の紹介は煩を避け、『南法華寺古老伝』[注(5)]を基にした永井説の要点のみを列記することにする。（『常陸風土記』[注(6)]の作者とすることについては、概ね賛同するので今稿では割愛する。）

(1)南法華寺開基が弁基であること。
(2)弁基は、本元興寺にあった天平年中の籍によって俗姓大石村主安麻呂と言ったこと。
(3)弁基は、大宝元年（七〇一）還俗した春日倉首老であろう。
(4)春日倉首老は、春日倉人の統轄首として任命されたのであろう。
(5)春日倉首老は、新羅学問僧の出身であった。
(6)春日倉首老は、左大臣長屋王をめぐる文化圏の一人であった。

の六項になるかと思うが、(1)(2)、(4)(5)(6)は妥当な見解であると首肯できるが、(1)(2)の弁基と(3)の弁基が同一人物であるのか、多少、疑義がある。

「古老伝」の弁基の前身が、俗姓「大石村主安麻呂」であって、還俗後、「春日倉首老」となることの説得力ある論証がほしい。ちなみに竹内理三他編『日本古代人名辞典第七巻増補部』（吉川弘文館。一九七七年）の「大石村主安麻呂」の項には、「春日倉首老をみよ」とあるのみで、説明はなく、同『第三巻』（一九五九年）「春日倉首老」の項に、大石村主安麻呂の言及なし。また、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第六（一九八三年）の逸文〔三五七－逸一〇〕に「大石村主」の氏はあるが、安麻呂および老については言及なし。

四、再び「蔵首」について

なお、永井論文(4)に関しては、

倉人については直木孝次郎氏の綿密な研究がある。（『日本古代国

家の構造』P一六二以下）

春日の地方を本拠とする地方豪族が朝廷の倉の事務に関与するやうになったので複姓の氏を称するやうになったと見るべきであろう。（前掲書一六六P）

とあるが、直木孝次郎『日本古代国家の構造』を援用すべきところであるが、近著『日本古代の氏族と国家』（吉川弘文館。二〇〇五年）所収の「河内の渡来人と古代国家」の章より関連考察を引用してみることにする。

クラ関係の氏族に注目する理由は『続日本紀』神護景雲四年（宝亀元〈七七〇〉）三月二十八日条に、

葛井・船・津・文・武生・蔵六氏男女二百卅人、供二奉歌垣一。

とあり、蔵氏の氏人が文・武生の氏人とともに「歌垣に供奉」しているからである。時の天皇称徳はこの年二月二十七日以来由義宮（河内国若江郡弓削郷の弓削行宮の後身）に行幸・滞留し、歌垣の催しを挙行したものと思われる。葛井・船・津の三氏については後述するが、蔵氏が文氏及び文氏と同祖の伝承を持つ武生氏と行動を共にしていることは、蔵氏が西文首と血族でないまでも、同族の関係にあったことを思わせる。

その本拠の地の候補に羽曳野市の蔵之内（古市郡蔵之内村）を挙げることができる。西琳寺の西南約二キロである。

このように見てくると、八世紀の文献に姿を現わす春日倉首も、河内の蔵氏と同族関係にあったのではないかと思われる。その氏姓を持つ著名な人物に春日蔵首老があり、『続日本紀』大宝元年（七〇一）三月条に、

令二僧弁紀還俗一。代度一人、賜二姓春日首名老一、授二追大壱一。

とある。『懐風藻』に詩一首（「述懐」）を残す従五位下常陸介春日蔵老、『万葉集』に歌五首（五六、六二、二八二、二八四、二八六）を残す春日蔵首老、一首（二九八）を残す弁基と同一人物であろう（『万葉集』の二九八番歌の左注に「右或云、弁基者春日蔵首老之法師名也」とある）。このほか『続日本紀』天平神護二年（七六六）三月条に春日蔵毗登常麻呂、正倉院文書に春日蔵首大市（『大日本古文書』一巻六三二頁）が見える。

この春日蔵の春日を大和の春日（添上郡）とみることもできるが、『延喜式』神名帳によれば、河内国高安郡の条に「春日戸社坐御子神社」があり、また同郡の天照大神高座神社の注に「元名二春日戸神一」とあって、河内の地名とも考えられる。大和では添上郡やその周辺の地に蔵（内蔵）氏の存在は知られていないが、河内では高安郡に近い古市郡に蔵氏の存在したことは確かであるから、「春日蔵首」の春日は河内国高安郡の地名によるとするのが妥当であろう。この氏の本貫は従って河内高安郡の付近に在ったと考えられる。

川原蔵人を含めてこれらクラヒト氏族は朝廷の蔵に勤務する下級官人を出し、蔵首に率いられ、朝廷に上番したのであろう。そのクラヒト氏族が上司の蔵首や、本宗家の西文首と同族関係にあったとまでは言えないが、何等かのかかわりがあったことは認めてよかろう。

改めて西文氏の一族・同族の職掌をまとめると、蔵首は春日倉首と連携して、川原・河内・白鳥・次田・高安・尾張の諸クラヒトを率いて蔵の管理に従い、船史・津史は水運・舟行の管理・運営を担当、馬史（武生連）は陸運を担当して、蔵の経営に貢献したのである。大和政権の財政のかなり大きな部分が、中河内の地域に分布する西文氏同族団によって担われていたと言ってよい。

とあって、これらの要点をまとめてみれば、

(1) 蔵氏が西文首と同族関係にある。
(2) 春日倉首も、河内の蔵氏と同族関係にあった。
(3) その氏姓を持つ著名な人物が「春日蔵首老」である。
(4) 「春日蔵首」の春日は河内国高安郡の地名により、本貫も河内高安郡の付近にあった。
(5) 「蔵首」は、クラヒト氏族の上司である。
(6) 「蔵首」は、「春日クラヒト」と連携して、諸クラヒト氏族を率いて蔵の管理、経営に当り、大和政権（天皇家）の財政の大部分を担当していた。

ということになろうか。よって、「蔵首」の職掌・職階とともに、その呼称は、「クラヒト」ではなく、「クラノオビト」と訓むべきであることが確定できると言えよう。

五、藤原房前室春日蔵首老女

老の伝記考証のもう一点は、新大系本別巻『萬葉集索引』（二〇〇四年）の「人名索引」の解説に、

その娘は藤原房前の室となる。

という一文である。こうした指摘は、万葉学界にあってはこの新大系本が初出であると思われる。

では、この点について考察してみよう。

これは、『尊卑分脈』の、藤原摂関家の系図（次頁『新訂増補國史大系』本による。）に、不比等の二子、房前の子、「鳥養」の母について、

母従五下春職首老女

とある「春職首老」を、「春日蔵首老」とする見解であり、私見によれば、この記事に着目した最初にして唯一の論考は、高島正人『奈良時代諸氏族の研究－議定官補任氏族－』（吉川弘文館。一九八三年）所収の「奈良時代の藤原朝臣氏」で、

房前の室および子女についてみると『尊卑分脈』は鳥養・永手・真楯・清河・魚名・御楯・遂竈・楓麻呂・千尋および女二名（豊成室・仲麻呂室）の十一名を房前の子女として列挙し、鳥養の母は春日蔵（春職）首老の女、永手・真楯・御楯の三子の母は美奴王の女牟漏女王、清河の母は片野朝臣の女、魚名の母は兄清河の女、楓麻呂の母は阿波采女とみえ、王室牟漏女王の他に四人の側室を挙げている。しかしこのうち千尋は御楯（八束）の本名で、重出かと疑われ、魚名の母を兄清河の女とするのは年代があわず疑問であり、遂竈は一切の所見を欠き他書にも名がみえず後述のように『続日本紀』が楓麻呂を第七子とすることなどからすればその実在に疑いがもたれる。あるいは聖武天皇夫人となった房前の女の本名であろうか。『続日本紀』には、後述する永手・真楯・清河・魚名・御楯・楓麻呂の各薨伝に、それぞれ房前の第二子・第三子・第四子・第五子・第六子・第七子とみえ、藤原宇比良古の薨伝に「贈太政大臣房前之女也」とあり、聖武天皇の藤原夫人の薨伝に「贈正一位太政大臣房前之女也」とみえる。従って女子は豊成室・仲麻呂室の二女の他に聖武天皇夫人として宮中に仕えた女のあったことが知られる。また『新撰姓氏録』左京皇別上、橘朝臣条には牟漏女王が房前の室となり永手・真楯らを生んだことを伝えている。

とし、また、同書所収「奈良時代中後期の藤原北家」で、鳥養につい

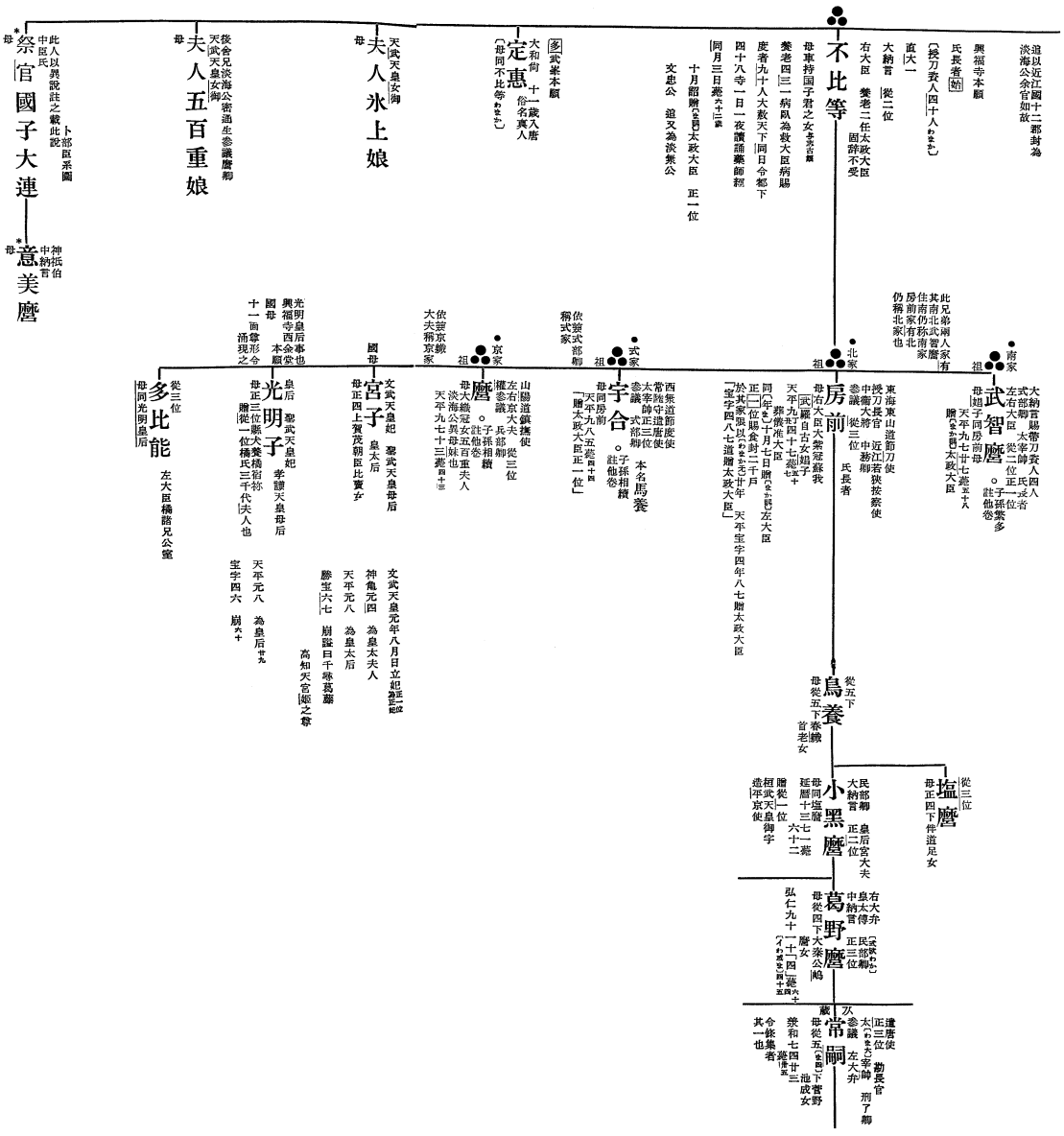
祭官 國子大連
意美麿
夫人五百重娘
夫人氷上娘
定惠
不比等
武智麿
房前
宇合
麿
宮子
光明子
多比能
烏養
小黒麿
塩麿
葛野麿
常嗣

て、

鳥養は、その授爵年次からみて房前の長子である。授爵時の位階正六位上ならびに和銅五年に生れた次男永手の授爵年次と授爵時の位階従六位上などから鳥養は慶雲初年ごろの出生と推測される。天平元年八月正六位上より従五位下に叙せられた（続紀、同月癸亥条）が、これが正史にみえる唯一の知見でその後の消息は知られない。しかし藤原小黒麻呂の伝（補任、宝亀十年条）に「贈太政大臣房前之孫。従五位下鳥養二男。母正四位下伴宿禰道足女」とみえ、鳥養が房前の子であったこと、従五位下を以てこの世を去ったこと、室に正四位下大伴道足の女があり、二男小黒麻呂を生んだことが知られる。後述のように、小黒麻呂は天平五年の出生と伝えるから、鳥養はこのころまではまだこの世にあったことが知られる。しかし従五位上への昇叙をみなかったことからすれば、小黒麻呂の出生から間もなく、天平九年の父房前の薨去に先立ってこの世に別れを告げたのであろう。『尊卑分脈』（摂家相続孫）は鳥養を房前の第一男、極位を従五位下、母を従五位下春職首老の女、室を正四位下大伴道足女と記し、子に長子塩麻呂・二男小黒麻呂二名を挙げ、いずれも道足女の腹に生れた同母の兄弟と伝えている。

としており、さらに、高島正人『藤原不比等』（吉川弘文館。一九九七年）の略年譜から摘記すれば、

大宝二年（七〇二）房前出仕、正六位下（満二〇歳）
大宝三年（七〇三）正月、次男房前正六位下、東海道巡察使
　　○このころ房前春日蔵首老の女と結婚
慶雲二年（七〇五）この頃、長男鳥養誕生。○十二月、房前従五下

としており、鳥養の母が、老の娘であるとすれば、房前との結婚の経緯について考えてみる必要があろう。

老は、続紀によれば、大宝元年（七〇一）三月九日条に、

僧弁紀をして還俗せしむ。代へ度すること一人。姓春日倉首（かすがのくら）、名老を賜ひ、追大壱を授く。

とあり、「二九八番歌」の左注には、

弁基は春日蔵首老の法師の名なり

とあって、大宝元年（七〇一）三月以前には僧籍にあったことになる。大宝三年（七〇三）に房前の妻となったとされる女は、時に十三歳以上であったことになろう。十三歳以上とする根拠は、中大兄、鎌足らの志向した律令体制作りを継続大成した不比等の、次男房前の結婚であれば、当然、令の条を遵守したはずである。養老の戸令（大宝令も同様であった）に、

凡そ男の年十五、女の年十三以上にして、婚嫁聴せ。

とあり、この規定は全文字、唐令と同文で、早婚禁止が目的であったとする見解[注7]によるものである。

房前の誕生が、天武一〇年（六八一）とすれば、大宝三年（七〇三）時は、二十二歳である。これが初婚とすれば、「年十五」の規定からすれば晩婚ということになろうか。老の娘の年齢は、おそらく十三歳以上、二十歳以下の頃であったかと幅をもって推定しておきたい。十三歳とすれば、房前より九歳年下、二十歳とすれば二歳年下ということになろうか。とすれば、その出生年も、天武十二年（六八三）から持

統四年（六九〇）の間と推定したい。とすると、父、老の、僧籍の期間も、その頃から大宝元年三月の間と考えられる。また、老の年齢も、娘を儲けた頃には、二十歳以後と推定すれば、老の出生は、天智二年（六六三）から天智九年（六七〇）の間と推定できようか。

老の年齢と、房前との関係について考察する一つの視点として、房前の「乳母」という人物を想定してみたいと思う。たとえば、『家伝』下、武智麻呂伝に、

藤原左大臣、諱は武智麻呂、左京の人なり。太政大臣史の長子にして、其の母は宗我蔵大臣の女なり。天武天皇即位九年歳次庚辰四月十五日に、大原の第に誕まれき。義、茂く栄ゆるを取りて、枯名としき。幼くして其の母を喪ひ、血の泣して摧け残はれ、漿も口に入らずして、幾に性を滅さむとしき。茲より尪弱く、進趣すれども病饒りぬ。

とあり、母娼子は、「次男房前を生んだあと産後の日立ちでも悪かったのであろうか、二人の幼児をこの世に残し、若くしてあの世に去った」[注8]と考えられることもあるが、皇親貴顕の家では、「乳母」[注9]を置くことが慣習であったことからも、武智麻呂付きの乳母の他に、房前付きの乳母が用意されたとしてよい。不比等が生後、田辺史大隈家によって養育されたのと同様であったと推定したい。その場合、想定できるのは二つで、老は、

(1) その乳母の子供であること。

(2) その乳母の夫であること。

であるが、老の娘が房前の妻となり、鳥養を生んでいることを考えると、(1)ではなく、(2)の可能性が大であろう。その時、天武一〇年（六八一）[注10]に、老の年齢は二十歳代前半の二十二、三歳と推定できようか。こうした推定が正鵠であったとすれば、おそらく、不比等家の家司か、田辺史大隈家と血縁地縁の周辺帰化系氏族の人、たとえば大石村主家の安麻呂であったと推定できようか。老の生涯は、父子三代に亘って不比等家、とくに房前家との関係が緊密であったことになり、その生涯と歌作との背景基盤を考察するに有益な視点となるものであることを提言しておきたい。

六、おわりに

以上、粗雑ながら春日蔵首老に関する新しい視点二つを提案したが、詳細については後考を俟つことにしたい。

注

(1) 昭和三十年（一九五五）代のテキストといえば、日本古典文学大系本『萬葉集』（一九五七年）であったが、これには「クラビト」で、澤瀉久孝『萬葉集注釋』（一九五七年）も「クラビト」であった。

(2) 「首」は、神代記に

足名鉄神を喚して、告して言ひしく、「汝は、我が宮の首に任けむ」といひき。且、名を負ほせて、稲田宮主須賀之八耳神と字けき。

とあり、『新編日本古典文学全集、古事記』の頭注には、「「首」は大人おおの約。宮の長。」とある。また、『日本書紀』成務天皇四年二月条に、

是、国郡に君長無く、県邑に首渠無ければなり。今より以後、国郡に長を立て、県邑に首を置かむ。即ち当国の幹了者を取りて、其の国郡の首長に任けよ。是、中区の藩屏と為らむ」とのたまふ。

とあり、『新編日本古典文学全集、日本書紀』の頭注に、「「首渠」は、長、帥ひきる人。」とある。

(3) 岩波文庫『古語拾遺』（西宮一民校注）の雄略天皇朝のこととして、

此より後、諸国の貢調、年年に盈ち溢れき。更に大蔵を立てて、蘇我麻智宿禰をして三蔵〔斎蔵・内蔵・大蔵。〕を検校しめ、秦氏をして其の物を

出納せしめ、東西の文氏をして、其の簿を勘へ録さしむ。是を以て、漢氏に姓を賜ひて、内蔵・大蔵と為す。今、秦・漢の二氏をして、内蔵・大蔵の主鑰・蔵部と為す縁なり。

とある。

（4）『日本古典文学大系　日本書紀』には、「くらのつかさ」と訓み、頭注に、

記には「天皇於是、以阿知直、始任二蔵官一、亦給二粮地一」とあり、古語拾遺には「至二於後磐余稚桜朝一、三韓貢献、奕レ世無二絶。斎蔵之傍、更建二内蔵一、分二収官物一。仍令下阿知使主与二百済博士王仁一、記中其出納上。始更定二蔵部一」とある。古語拾遺の三蔵起源説話には疑わしい点が多いが、大蔵・内蔵が令前から存在していたことは確実で、雄略朝に設置が伝えられる大蔵（後の大蔵省）に対し、ここの蔵職が令制の内蔵寮のもとをなす官司をさしている可能性はつよい。→補注14－一七。

とあり、補注に、『新撰姓氏録』左京諸蕃、太秦公宿祢条の続きの秦氏など忌寸族の伝承及び『古語拾遺』雄略朝の記事を引いている。また、『新編日本古典文学全集　日本書紀』には、「くらつかさ」と訓み、頭注に、

記に「阿知直を始めて蔵官に任まけ」とあり、『古語拾遺』には、履中朝に内蔵を、雄略朝に大蔵を建てたとある。これらの所伝をそのまま史実とはできないが、令制の内蔵寮の前身で、天皇家の財政を管理する官司が令制以前から存在し、蔵職または蔵官（どちらも訓みはクラノツカサ）と呼ばれたことは事実と考えられる。その起源が履中朝と伝えられていたのである。

とある。

（5）『南法華寺古老伝』は、「南法華寺」（俗に「壷阪寺」）所蔵の明應五年（一四九六）の写本一冊（建暦元年（一二一一）五月、笠置の貞慶（解脱上人）の選述）で、これを最初に紹介・論及したのは、福山敏男『奈良朝寺院の研究』（一九四八年二月）所収「壷阪寺（南法華寺）」である。永井論文の①⑥に翻刻がある。

（6）石川朝臣難波麻呂の常陸守任官と同時に介となり、難波麻呂在任中の、養老二年五月以前に「風土記撰述」をしたとするが、撰述に老が関係したことは濃厚であるとしても、守・介の任免が同時とするのは無理があるのではないか。政務の円滑な継続性の面から見て不都合があるであろうから、二官の任免は、一・二年の前後があって当然であろう。とすれば、後任国守藤原宇合は、房前の弟であり、房前の室には老の娘がおり、その長子鳥養を生んでいるという関係であれば、不比等の人事としては、老が介でいる常陸の守に宇合を配することの妙と理解すべきであろうか。さらに、その宇合の守時代に、上撰したものかと考えてみたい。

（7）高島正人『藤原不比等』（吉川弘文館。一九九七年）に、

奈良時代よりまえの文武天皇代の戸籍（岐阜県や九州諸国の戸籍が残っている）や奈良時代の戸籍・計帳をしらべると、大宝令施行以前には十二歳以下で子どもを生んだ例が数例ある。最年少は九歳で生んでおり、結婚はそれより十ヵ月以上早いわけであるから、これらは相当の早婚であったといわねばならない。

大宝令の制定者らは七世紀におけるわが国の実情を十分検討のうえ、十二歳以下での女子、男子も十五歳に達しなければ結婚を許すべきでないと考え、唐令の規定を妥当として大宝・養老両令に採用したのであろう。

いわば早婚禁止が目的で、わが国では十四歳以下の男子、十二歳以下の女子の結婚を禁じたのである。以後この規定はよく守られ、奈良時代の戸籍や計帳によれば、大宝令施行以後に十二歳以下で子を生んだ実例は皆無である。

とある。

（8）注（7）と同じ。

（9）『後宮職員令』に、

凡そ親王及び子には、皆乳母給へ。親王に三人、子に二人。養へらむ所の子、年十三以上ならば、乳母身死にたりと雖も、更に立て替ふること得じ。其れ考叙は、並に宮人に准へよ。自外の女豎は、考叙の限に在らず。

とあり、また、高島正人『藤原不比等』に、

当時における中央豪族層（のちの貴族層）の家族形態については必ずしも明らかでないが、婚姻形態は一夫多妻で、父処婚と母処婚（妻問い婚）

が混在し、子女出生の際には乳母が用意され、またしばしば父母の手元を離れて養家に預けられることも行われていた。

とある。

(10) こうした推定が妥当であれば、鳥養の母である老の娘は、房前と同年の乳姉弟の関係にあったと推定できる。